
合同会社 P&A システム 定款

令和 3 年 3 月 1 日 作成

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は合同会社 P&A システムと称する。

(目的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターのソフトウェアの企画、開発および販売
2. コンピューターのソフトウェアのサービスの運用
3. インターネット広告システムの企画、開発および販売
4. インターネット広告システムのサービスの運用
5. 市場調査および企画戦略立案、ならびにマーケティングプロモーションに関するコンサルティング業務
6. 広告宣伝の情報媒体の企画、開発および販売、ならびに広告代理店業
7. コンタクトセンターおよびコンタクトセンターシステムに関する業務
8. 学習塾の経営
9. 学習支援事業に関する企画戦略立案、およびコンサルティング業務
10. 旅行業法に基づく旅行業
11. 多言語の翻訳および通訳に関する事業
12. 前各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を鹿児島県大島郡伊仙町阿権 1755 番地 1-2 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は電子公告によって行う。

第 2 章 社員及び出資

(社員および出資)

第 5 条 当会社の社員の氏名および住所、社員の出資の価額は次の通りとする。

社員の氏名	中村芳雅
社員の住所	鹿児島県大島郡伊仙町阿権 1755 番地 1-2
出資の価額	金 100 万円
責任	有限責任社員

(社員の責任)

第 6 条 当会社の社員はすべて有限責任社員とする。

(競業禁止の規定の適用除外)

第7章 当会社の業務を執行する社員には、会社法第594条第1項本文の規定の適用はないものとする。

(利益相反取引の制限の排除)

第8章 当会社の業務を執行する社員には、会社法第595条第1項本文の規定の適用はないものとする。

第3章 業務執行および代表権

(業務執行社員)

第9章 当会社の業務は社員中村芳雅が執行する

(代表社員)

第10条 社員中村芳雅は代表社員とする。
当会社の代表社員は社長とする。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第11条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第12条 各社員は事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。この場合においては、各社員は2ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。前項の規定に関わらず、各社員はやむを得ない事由があるときはいつでも退社することができる。

(決定退社及びその特則)

第13条 各社員は会社法第607条の規定により退社する。
前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合または合併により消滅した場合は、当該社員の相続人またはその他の一般承継人が当該社員の持分を承継することとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第14条 当会社の事業年度は毎年1月1日から翌年12月31日までの年1期とする。

(損益の分配)

第15条 当会社の事業に関する損益分配は総社員の同意により定める。

(分配の割合)

第16条 損益分配の割合は次の通りとする。

1. 鹿児島県大島郡伊仙町阿権 1755 番地 1-2
中村芳雅 分配割合 100 %

第6章 附 則

(最初の営業年度)

第17条 当会社の最初の営業年度は当会社成立の日から令和3年12月31日までとする。

(定款に定めのない次項)

第18条 この定款に定めのない事項はすべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社 P&A システムの設立のため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

令和3年3月1日

有限責任社員 中村芳雅